

旭川市宿泊税に関する事業者との意見交換会における質疑について

日時：令和6年7月29日（月） 午後1時30分から  
場所：旭川市民文化会館3階 大会議室

No.	質問・意見	回答
1	令和8年4月から徴収を開始する予定とのことであったが、その間のスケジュールについて示してほしい。	<p>北海道では、早ければ令和8年4月から宿泊税の導入を検討しており、宿泊者の混乱や宿泊事業者の負担増とならないよう、可能な限り、導入の時期を合わせる必要があると考えております。</p> <p>今後、宿泊事業者や宿泊者等に対するアンケート調査、パブリックコメントにより広く市民からも御意見を伺い、本市としての制度案を決定してまいりたいと考えております。</p>
2	事業者等が反対することにより、宿泊税を徴収しないという結論に至る可能性はあるのか。この内容で進めるという前提での話なのか。	<p>本日御説明した内容については、本市の宿泊税に対する考え方をお示しし、宿泊事業者から広く意見をいただくために設けたものであり、御意見を踏まえ制度構築を行いたいと考えております。</p>
3	特別徴収した税の納期はどうなるのか。	<p>既に導入している自治体では毎月の申告と納入をしていただくのが一般的ではありますが、宿泊事業者の皆様の負担軽減につながるようであれば全宿泊事業者が3か月分をまとめて申告と納入をしていただくことも検討しております。</p> <p>アンケートの設問8でも、望ましいと考える納入時期についてお伺いしておりますので是非ご回答ください。</p>
4	市独自の免税点や、スポーツ合宿等への課税免除は考えているのか。	<p>宿泊者にとって分かりやすく、宿泊事業者が判断に迷うようなことがないよう、簡素な制度とすることを前提に検討していることから、免税点や課税免除の設定については考えておりません。</p> <p>一方で、北海道では修学旅行などの学校行事に対する課税免除を検討しており、北海道と本市で制度設計が異なることで混乱が生じることがないように、検討が必要と考えております。</p> <p>スポーツ合宿等についても同様に課税免除は検討しておりませんが、宿泊事業者や宿泊者御意見を伺いながら、宿泊税を活用して行う事業により支援するなど検討してまいります。</p>

(裏面に続きます)

5	<p>宿泊税を宿泊料に上乗せして事前決済を行うのか、チェックアウト時に別途支払ってもらうかなど、宿泊税の受け取り方は、宿泊施設で定めてよいのか。</p>	<p>オンライン上で先払いしていただいたり、現地で別途支払っていただいたりと、それぞれの宿泊施設で都合のよい方法で行っていただきたいと考えております。</p>
6	<p>チェックアウト時に支払ってもらう場合は、特に外国人観光客が制度を理解できずトラブルになることが考えられないか。納税を拒否された場合、宿泊事業者が対応しなければならないのか。</p>	<p>地方税法上では、仮に宿泊者が納税されなかった場合、特別徴収義務者である宿泊事業者が本市に納入した上で、宿泊税の支払いを拒否した宿泊者に求償することとなります（地方税法第733条の15第3項）。</p> <p>そのようなことがないように、宿泊税制度が始まる前から本市としても、ホームページやポスターの掲示などにより多言語に対応した制度の周知徹底に努めます。</p>
7	<p>0歳の子どもからも徴収することになるのか。</p>	<p>年齢にかかわらず、宿泊税は課税されますが、乳幼児の添い寝を無料としている場合など、宿泊料金がかからない宿泊に対しては課税されません。</p>
8	<p>1部屋・1棟で貸す場合はどうなるのか。</p>	<p>乳幼児は無料など、明確な規定を宿泊約款で定めている場合は課税の対象とはなりません。それ以外の場合は施設に宿泊した方全員に宿泊税が課されることとなります。</p>
9	<p>宿泊した方の人数を把握する必要があるのか。把握し報告するということであれば事務の負担が大きい。</p>	<p>1人1泊に対する課税となることから、人数の把握と報告が必要となります。</p> <p>宿泊事業者の事務的な負担につきましては、交付金制度などによる補助を検討しております（資料P7）。</p>
10	<p>会計する宿泊客の領収書、市への報告様式などに対応するため、システム改修が必要になるが、その費用負担についてどう考えているのか。</p>	<p>特別徴収を行うことで生じる負担のほかにも、制度導入準備において生じる負担についても、何らかの支援が必要と考えております。</p> <p>アンケートの設問5～7への回答をお願いします。</p>